世田谷区　失語症者向け意思疎通支援事業　ご案内



「失語症者向け意思疎通支援者」とは
失語症のある人の「伝えられない」「理解できない」場面等で、コミュニケーションを支援する人です



支援者を派遣できる場面



会合や会議等の場
内容の理解や発言時の支援



公共施設の利用時
窓口での応答支援



病院や薬局など
医師や薬剤師との応答支援
問診票記入等の支援



公共交通機関の利用
放送アナウンス、経路等の理解を支援



買い物の場
店員さんとの対応支援

その他、世田谷区長が「適当」と認めるもの

●利用できる方は？	世田谷区在住で、「失語症」があることが確認できる方。
●利用料は？	無料。ただし、外出同行時にかかる交通費、入場料等（意思疎通支援者分を含む）は自己負担です。
●利用できる時間は？	原則　平日 8:30～17:15　1日最大連続６時間まで。
●利用の申込方法は？	利用には登録が必要です。　下記へお問い合せください。

問い合せ先

世田谷区保健センター　専門相談課
☎　03－6265－7546

利用された方々の声

病院支援

★今までは、先生に質問したいことや伝えたいことを諦めることが多かったが、支援者がいることで、初めて伝えることができ、不安が解消された。薬も変更してもらえた。

★先生の話をわかりやすく書いてくれるので、初めて理解できた。書いたメモも渡されるので、後から見返すこともでき助かっている。



★支援者の支援を見ることで、先生の話し方が少しゆっくりになって嬉しかった。

手続き支援

携帯電話の契約変更をしたく、手続きの支援をお願いした。複雑な話を理解できるように説明してもらい、自分で納得できるプランを選択できた。一人では絶対無理！支援者には感謝しかない。

公共交通機関の利用支援

区外の病院を紹介されたが、乗り換えや、困った時に尋ねられないし諦めようと思った。でも、支援者が同行してくれたことで、無事に受診できた。道中も、次回からは一人で行けるように、メモを書いてもらいとても助かった。

利用登録・派遣までの流れ

登録方法

- 申　込 — 保健センターに電話、FAXで連絡をします
- 体　験 — 失語症サロンに参加し利用体験をします
- 申　請 — 「登録申請書」を保健センターに提出します
- 面　接 — 保健センターの言語聴覚士が面接をします
- 登録完了 — 世田谷区から「利用登録決定通知」が届きます

派遣方法

- 派遣申請 — 「派遣申請書」を保健センターに提出します
- 審　査 — 申請内容を審査します
- 支援者決定 — 審査を通過すると担当の支援者を決定します
- 利用決定通知 — 保健センターから「利用決定通知書」が届きます
- 派遣実施